## 「外国人総合相談センター」への相談から Q. 27) 外国人の「就 労 ビザ」について

## Answer - · · - · · ·

がいこくせき ひと にほん はたら いっぱんてき しゅうろう

■外国籍の人が日本で 働 くためには、一般的に「**就 労ビザ」**と呼 にほん はたら もくてき ざいりゅうしかく

ばれる日本で働くことを目的としたビザ(在留資格)が必要です。 ふほうしゅうろう

もし、「就労ビザ」がないのに働いていると「不法就労」とな

り、処罰(雇い主も含む)や「**退去強制**」の対象となります。 がいこくじん やと ぱあい しんせい

■企業が外国人を雇う場合に申請する就労ビザには、貿易業務や ほんやく おこな じんぶんちしき こくさいぎょうむ

通訳・翻訳を 行 うための**「人文知識・国際業務」、**システムエンジ ニアや機械設計技師などを雇うための**「技術」、**外国料理のコック

ぎのう とくしゅぎのうしゃ さんなど特殊技能者を雇うための「技能」などのビザがあります。

がいこくきぎょう ほんてん じぎょうしょ かいがい にほん してん ■外国企業の海外にある本店から日本の支店や事業所などに転勤す かいがい にほんきぎょう かんれんがいしゃ

る場合、あるいは海外にある日本企業の支社や関連会社で 働 く にほん ほんしゃ きぎょうないてんきん ばあい 外国人社員が日本の本社に転勤する場合には、「企業内転勤ビザ」
ひつよう たんじゅんろうどう じゅうじ がいこくじんしゃいん

が必要です。ただし、「単純労働」に従事する外国人社員を、この にほん てんきん

ビザで日本に転勤させることはできません。

ばあい ざいりゅうしかく りゅうがくせい だいがくそつぎょうこ しゅうしょく ■留学生が大学卒業後、日本で就職する場合、在留資格を「留 しゅうろう じんぶんちしき こくさいぎょうむ **学ビザ」から「就 労ビザ」**(人文知識・国際業務/技術)に変更し げつまえ

なければなりません。 (\*大学卒業の3か月前になるまで申請でき ひつよう ちゅうい

ないので、注意が必要。)

ようけん せんしゅうせんもんがっこう そつぎょう ◆決められた要件を満たした**専修専門学校**を卒業 した人(**専門** 

しんせい せんもんかてい 士)も、就労ビザの申請ができます。(\*専門課程で習得した しごと ないよう かんれん みと じゅうよう

内容と仕事の内容が関連していると認められることが重要。) こくさいぎょうむ じんぶんちしき ぶんかけい ほうりつがく

◆「人文知識・国際業務」ビザとは、文科系(法律学、経済学、 ちしき ひつよう 社会学など)の分野に属する知識を必要とする仕事、または外国人 かた かた ひつよう 特有の 考 え方や感じ方を必要とする仕事に就く人のためのビザ。

はうえきじむ ほんやく つうやく きんゆうぶんせき こがくがっこう きょうし ◇貿易事務、翻訳・通訳、金融分析/語学学校の教師、デザイ ごがくがっこう

けんちくか

-、建築家など。

わんけいだいがく ぶんかけい がくぶ がっか そつぎょう ひと IT IT A ◇一般的に4年生大学で文科系の学部・学科を卒業 した人が日本で

就 職 する場合に申請し、取得するビザ。

ねんいじょう じつむけいけん そつぎょう ◇大学や専門学校は卒業 していないが、10年以上の実務経験があ しごと ひつよう ぎじゅつ ちしき しゅうとく

り、その仕事に必要な技術もしくは知識を習得していること。 りがく こうがく

◆<u>「技術」</u>ビザとは、理科系(理学、工学、その他の自然科学な ぶんや そく ぎじゅつ ちしき ひつよう ぎょうむ はたら ひと

ど)の分野に属する技術や知識を必要とする業務で働く人のための

・ かんれん きじゅつしゃ きかい せっけいしゃ どぼくけんちく せっけいしゃ
◇IT関連の技術者、機械などの設計者、土木建築などの設計者、 んせいひんかいはつ ぎじゅつしゃ 新製品開発の技術者など。

たぎょうしゅ てんしょく どうぎょうしゅ しゅうしょくさき か はあい にゅうこくかんり ■他業種に転職/同業種でも就職先を変わる場合は、入国管理 さいとしんさ · う 局で再度審査を受ける必要があります。入国管理局に行って「就 ろう しかくしょうめいしょこうふしんせい 労資格証明書交付申請」をしてください。

がいこくじんそうごうそうだん オハたま

「外国人総合相談センター埼玉」: TEL.048-833-3296

月~金曜日 9:00 am  $\sim 4:00$  pm (祝日・12/29  $\sim 1/3$  を除く)

## 选自外国人综合咨询中心的咨询问题 27) 外国人的就劳签证

回答一…

■外国籍人士要在日本工作, 一般需要获得"**就劳签** 证"。它是以在日本工作为目的的在留资格。如果没 获得"就劳签证"从事就业,会以"**非法就劳**"为缘 由被处罚或强制遣返。雇用主让外国人非法就劳的话 也会被处罚。

■企业雇用外国人所需申请的签证有:

"人文知识·国际业务签证":从事贸易业务、笔 译、口译等的人

"技术签证":系统工程师、设计机器的

"技能签证":外国菜的厨师等拥有特殊 技能者

■外国企业的本公司职员被调到日本的分公司等,或 日本的公司在国外的分公司及其系列公司的外国人职 员被调到日本的本公司的场合,需要办理"企业内调 动签证"。但是,"单纯劳动"者不能申请此签证调 到日本来。

■留学生大学毕业后在日本就职,需要把**"留学生签** 证"变更为"就劳签证(人文知识·国际业务/技 术)"但必须等到大学毕业前三个月才能开始办理,

◆专修专门学校毕业的人(专门士)在符合必要条件的 情况下, 也可以办理就劳签证。但专业知识必须与将 来所从事的工作相吻合。

◆ "人文知识・国际业务签证":需要文科知识如法 律学、经济学、社会学等的工作;可以发挥外国人的

经验、知识的工作。

◆贸易事务、笔译·口译、金融分析/语 言学校的教师、服装设计师、建筑师

■◇四年制大学文科毕业的人在日本就职的

场合,一般办理该签证。

◇没有大学毕业或没有专门学校毕业的人, 在拥有十年 以上的实务经验并掌握好所需知识技术的情况下,可 以申请该签证。

◆ "技术签证":需要理科知识技术如理学、工学、自 然科学等的工作。

◆信息技术工程师、机械设计师、土木建筑设计师及 开发新产品的工程师等。

■转业、或没有改行而换公司的场合需要 到入国管理局申报,再次接受签证审查。 请及时到入国管理局提交"就劳资格证明 书交付申请"



埼玉外国人综合咨询中心" 电话:048-833-3296

> 星期一~星期五 9:00~16:00 (节假日以及12月29日至1月3日放假)